平成２７年（フ）第７１７６号
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目７―12―205
債務者　乗田　寛人
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８０号
東京都練馬区東大泉４丁目27―４―205
債務者　岡田　麻里
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９７８号
東京都足立区小台２丁目20―13　３Ｆ
債務者　阿出川秀美（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７８号
群馬県高崎市藤塚町154番地２
破産者　有限会社シダ
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９１７号
愛知県瀬戸市宮地町13番地の３
破産者　有限会社スズキ
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２６号
福岡市南区野間１丁目１番９　ＡＭＯＮＴ光成307号
破産者　株式会社アップデート
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９１号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目19番28号
破産者　有限会社樹
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町３丁目７番17号
破産者　有限会社崇津石材
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
兵庫県西宮市甲子園一番町２―２
破産者　株式会社Ｋａｈｕｎａ
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７３号
札幌市南区南沢２条４丁目４番21号
破産者　鹿又　孝夫
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２３号
札幌市白石区本通12丁目南７番18―202号
破産者　藤野　博子
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７９号
札幌市豊平区美園７条６丁目１番５―202号
破産者　阿部晋太郎
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
群馬県高崎市引間町843番地１
破産者　小林　政人
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９１８号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目９番　102号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市白山町２丁目133番地
破産者　鈴木　正勝
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９３号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神の倉301号
破産者　谷上　　貴
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９６号
北海道上川郡愛別町字北町248番地９　八重樫正美方
破産者　八重樫美誠
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７０号
静岡県富士市東柏原新田264番地の34　サンシティ長橋302号
破産者　井出　昭弘
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１７１号
静岡県富士市東柏原新田264番地の34　サンシティ長橋302号
破産者　井出眞夕美
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部